(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町・十勝郡浦幌町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町・浦幌町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡美深町・十勝郡浦幌町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
美深町・浦幌町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第四百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県刈田郡七ヶ宿町字矢立平四の三八五（次の図に示す部分に限る。）、蔵王町宮字青麻前山二、三、遠刈田温泉字横柴山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の七、大字円田字土浮山二の一・二の一四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、栗原市花山字草木沢荒谷裏一三
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁並びに栗原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十四年二月二十五日農林水産省告示第四百二号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県下呂市金山町菅田桐洞字田所四八三の一の一の一、四八四の一、五三四の一、字百々女木五三七の一、字大平一九六六、一九九四の一、字池田三七六三の一、三七六九、金山町菅田笹洞字鹿通一九八二、一九八三、一九八五の一、字奥鹿通二〇八四の一の一、二〇八字黒川一〇三二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県飛騨市河合町小無雁字少々ケ洞七七五の二、七七六の一、山県市柿野字西洞山一八九八の一、恵那市大井町字奥戸二七〇九の一、本巣市外山字猪ノ谷一五一三の一、揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字葛瀬谷二〇三四の一、字大洞二〇五七の二、二〇五八の二、二〇五八の三、池田町藤代字鎌ケ谷一〇四八の一、一〇四八の四、一〇四八の五、一〇四八の一〇、一〇四八の一九、一〇四八の二〇、一〇四八の二七から一〇四八の二九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年三月二日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県郡上市八幡町那比字岡谷六六三〇の一、六六三〇の二、字道ケ洞六四六〇の一九、六四六〇の二〇、下呂市小川字笹平七六四の一、御厩野字中尾二九三二の二、二九三二の二九、二九三二の三六、二九三二の三七、二九三二の四二、二九三二の四五から二九三二の五二まで、二九三二の五七から二九三二の五九まで、二九三二の六三、馬瀬中切字坂ケ洞二〇六〇の二、萩原町山之口字南ケ俣三〇七二の一、三〇七二の二、萩原町桜洞字登り尾一七三七の一一九、字水洞一七三九の四一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）